

令和5年第4回

# 荒川区教育委員会定例会

令和5年2月24日

於)生涯学習センター 第4会議室

荒川区教育委員会

令和5年荒川区教育委員会第4回定例会

- |        |   |   |
|--------|---|---|
| 1 日 時  | 令和5年2月24日   | 午後1時30分   |
| 2 場 所  | 生涯学習センター 第4会議室  |   |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>委 員  | 高 梨 博 和<br>長 島 啓 記<br>坂 田 一 郎<br>小 林 敦 子<br>繁 田 雅 弘   |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長<br>教育総務課長<br>教育施設課長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教育センター所長<br>生涯学習課長<br>ふるさと文化館長<br>ふるさと文化館学芸員<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 三 枝 直 樹<br>山 形 実<br>的 場 寛<br>佐 藤 彰 洋<br>津 野 澄 人<br>杉 山 茂<br>青 谷 宗 彦<br>松 本 春 佳<br>野 尻 かおる<br>松 本 典 之<br>小 川 綾 一<br>丸 田 恭 雅<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 審議事項

議案第 5 号 令和 4 年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について

( 2 ) 報告事項

ア 令和 4 年度荒川区教育委員会褒賞について

イ 令和 4 年度荒川区教職員表彰について

ウ 感染症に伴う学級閉鎖等の状況について

エ 新型コロナウイルス感染症対策における卒業式でのマスクの取り扱いについて

オ 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について

( 3 ) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和5年第4回定例会を開催させていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、坂田委員、繁田委員、御両名をお願いいたします。

12月9日開催の第23回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと考えてございます。次回までに御確認いただき、お気付きの点等について、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進行させていただきます。

本日は審議事項1件、報告事項5件となっております。

初めに、審議事項から審議をさせていただきます。議案第5号「令和4年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第5号「令和4年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」でございます。

提案理由は、荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定により、荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定を行うためでございます。

内容でございます。荒川区登録文化財とすべきものは1件、荒川区指定文化財とすべきものは3件ございます。ここからは、ふるさと文化館の学芸員から説明させていただきます。

ふるさと文化館学芸員 それでは、学芸員の野尻から説明をさせていただきます。御手元の資料の7ページから説明させていただきます。11ページ目に写真がございますので、そちらも併せて御覧ください。

まず、登録すべき文化財の御説明をいたします。有形文化財古文書、伊藤家文書、個人蔵、荒川地区に所在します。内容につきまして、旧三河島の旧家、伊藤家に伝来する享保19年から昭和36年までの文書群でございます。近世文書が30点、近代文書は326点からなります。

これまで、三河島村の古文書としましては、名主を世襲しておりました松本市郎兵衛家が所有していました武蔵国豊島郡三河島村松本家文書、国文学研究資料館が寄贈を受けて所蔵しており、よく知られておりました。しかし、当該資料は松本家文書ではうかがえない内容の文書が多数含まれてございます。

近世文書の主な内容につきまして、御説明いたします。まず、旗本の荒川助九郎という者がおりまして、この人が知行していた、治めていた村々、現在の上尾市ですとか、足立区がありました。その村々の年貢を担保として伊藤家に借金をしていたという、金銭借出しに関

する資料が残っています。

もう一つ、黒羽藩大関家下屋敷、これは三ノ輪の大関横丁の辺りにあった屋敷でございますが、こちらに伊藤家が入り込んでいたということで、伊藤家と黒羽藩の関係を示す文書が残っております。写真の一番上の古文書ですね。こちらが大関家との関係を示す文書の1枚でございます。

続いて、3番目には、三河島村の近隣、足立区側の千住宿ですとか、それから台東区の下谷金杉村、この辺りに伊藤家の家作がありました。その店請証文、つまり家を貸すときの文書ですね。そちらが多数残っております。

近代文書におきましては、やはり伊藤家の家作の経営に関するものが大半を占めておりまして、主なものとしまして建築申請ですとか、それに附随する図面、それから曳家・新築に伴う各種領収書、土地経営のための地代・店賃などの台帳がございます。

なお、この資料以外に、伊藤家におきましては区指定有形文化財の絹本着色献上鶴図を所蔵しております。この絵につきましては、母方の先祖、伊藤安兵衛家、植木屋なのですけれども、將軍鷹狩の獲物となる鶴の世話をしていたということで、この絵を所有しております。文書群につきましては、父方の先祖が三河島村の村役人をやっておりましたので、こちらに伝承してきたものだということでございます。

登録理由といたしまして、江戸近郊農村の地域性をうかがい知る上で貴重である。また、東京周辺地域の家作の建築・経営の実態を具体的に知ることができ、建築史・都市史の研究上高い価値を有するためでございます。登録基準は表記のとおりです。

続きまして、指定すべき有形文化財です。有形文化財、歴史資料、石造七重塔（享保七歳次壬寅端午日銘）といえます。所有者は円通寺、荒川区南千住一丁目59番11号、所在地は所有者の住所のとおりでございます。

内容につきましては、享保7年（1722年）、円通寺の中興開山であります観月徹禅が円通寺の伽藍の再興を記念しまして、造立した石造七重塔でございます。写真を見ていただきますと、諮問の段階でもお伝えいたしましたが、さきの東日本大震災の折に、上部です。宝珠ですとか相輪ですとかが落下しておりまして、このような形になっております。

この七重塔の基礎の部分に、円通寺の縁起が刻まれております。この縁起の中に、源義家が後三年の役の後に当地に築いた、つまり円通寺の地に築いた「四十八塚」に由来するという小塚原の地名伝説が、この縁起の中に刻まれております。

ちなみに縁起以外に、小塚原の地名伝説は、素盞雄神社の瑞光石が有名でございます。軸部に四方仏をあらわさず、火灯窓を開ける。こちらの写真を見ていただきますと、窓が開いておりますが、通常は一番下の部分に四方仏、方角を表す仏を彫るのですけれども、この場

合はこのような窓が開いております。これを火灯窓といいまして、禅宗の建築様式にも用いられる窓でございます。ちなみに円通寺は、曹洞宗のお寺になります。

各軸部にも同様に火灯窓が施されていて、上に上がるほど窓が小さくなるような仕様になっております。このような層塔の火灯窓を開ける事例は、これ以外にほとんどございません。全国的に見てもほとんど事例がございません。明治時代には「小塚原旧蹟七重塔」とこの塔が呼ばれていたことが資料で分かっております。昭和15年、紀元二千六百年を記念して基壇が補われました。写真で見えていただきますと、最初はちょっと低いのですけれども、この紀元二千六百年を記念して、この下の段ですね。ここの部分が補われたと。昭和57年、本堂の改築に伴う境内整備の際に「四十八首塚」と名付けた築山を築きました。河原石ですとか、石造の地蔵ですとか、観音様、それから板碑などを配して、この上に当該資料を移設したものでございます。平成23年の東日本大震災で上部が落下、笠・相輪・宝珠等は別置されており、修復を施す必要がある。また、当該資料の設置場所等についても、文化財保護の観点から検討の必要があるという御意見を文化財保護審議会から頂いております。昭和61年度登録有形文化財になっております。

指定理由でございますが、当該資料は、制作年代、建立者及びその背景が明らかであり、地域の歴史や文化を知る上で、また古くから使われてきた地名の由来を伝承する上でも大変重要であり、保存の必要がある。指定基準につきましては表記のとおりでございます。

続きまして、9ページの指定すべき文化財について御説明いたします。無形文化財、工芸技術、桐たんす、村井正孝、昭和21年生まれ、満76歳、荒川区町屋にお住まいです。村井さんは、祖父に当たる正一氏が開いた工房で桐タンスを製作しています。正一氏は栃木県出身でして、台東区の日里さんの下で修業して技術を修得いたしました。大正10年に町屋の現在地で独立をしております。正孝さんの御父様の正造氏は、正一氏の甥御さんですが、栃木県から上京いたしまして、正一氏の養子となり、跡を継ぎました。

保持者は昭和43年、大学卒業後に本格的に正造氏の下で修業を積み、技術を修得しております。平成2年に正造氏が引退をしまして、桐たんすの仕上げを担う弟さんの泰雄氏と共に工房を継いでいます。

保持者は桐材を仕入れて、木取りから組み立てまでの木地作りを行います。これを木地屋ともいいます。桐材の仕入れ、裁断、削りから柄、つまり外枠の組み立てを行って、仕上げについては弟さんに委ねています。手がける桐たんすの種類には「大洋」、扉が大開きのものです。それから「中洋」、扉が小さいもの、それから「総引」、引き出し状のものなどがあります。平成21年度区登録無形文化財の保持者になっております。

指定理由ですが、18世紀半ばの江戸において、桐たんす製作の技術は指物師の技術から

専門化したとされる。東京の桐たんすは、框戸を設けることに特徴が見られ、軽く、吸湿性に富む桐材で、木目を生かして作られてきた。桐たんすは、日本の伝統的服飾文化である着物を保存する上で欠くことができないもので、生活・文化に根ざしており、その木地作りの技術は区にとって大変貴重であるということです。

指定理由に框戸とありますが、写真の左のたんすを見ていただけますでしょうか。扉がついています。これが東京の桐たんすの特徴だといわれております。この扉はちょっと小さいですけど、大きなものもございます。指定基準は表記のとおりです。

認定理由、保持者は約50年以上にわたり、桐たんすの木地作りに従事し、その系譜も明らかである。材料である桐の特徴に精通し、伝統的な技法で製作する技術は確かであり、区にとって大変貴重である。認定基準は表記のとおりです。写真は、正孝さんの作業風景、それからお店に並んでいる作品、それから店舗の外観を掲載しました。

続きまして、弟さんの村井泰雄さんについて、説明をさせていただきます。無形文化財、工芸技術、桐たんす仕上げ、村井泰雄、昭和24年生まれ、満73歳、工房とは別のところにお住まいです。

保持者は昭和46年(1971年)、大学卒業後に本格的に正造氏の工房に入り、修業を始め、仕上げの技術を工房内にいらした兄弟子の飯島政夫さんから学び、修得いたしました。平成2年に正造氏が引退し、木地作りを行うお兄さんの正孝氏と共に工房を継いでおります。

保持者は、桐たんすの木地に色付けや防水処理、それから金具の取り付けなど、桐たんすの仕上げを行います。保持者の技術は業界内で評価が高く、自身の工房だけでなく、同業の職人からも依頼があります。平成26年度荒川区登録無形文化財保持者に認定されております。指定理由は、お兄様と同様でございます。指定基準についても同様です。

認定理由につきまして、保持者は約50年以上にわたり桐たんすの仕上げに従事し、その系譜も明らかである。材料の特徴に精通し、従来の仕上げ技法に独自の工夫を取り入れて色付けの仕上がりや防水性を高めるなど、その技術は確かなものであり、区にとって大変貴重です。認定基準は表記のとおりです。写真として泰雄さんの作業風景を添付してございます。以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。

坂田委員 最初の文書の方ですけれども、これはいつ頃こういう文書があるということが分かったものなのですか。

ふるさと文化館学芸員 雅彦さんが御父様から家を継いだ段階で、いろいろ整理をしているときに出てきたということで、最近把握いたしました。

坂田委員 まだ、この資料を使って何か研究をされる段階には、多分至ってないということで

すね。

ふるさと文化館学芸員 そうですね。これで目録などが明らかになって、特に近代建築の先生方が注目される資料だと思いますので、ぜひ研究に生かしていただければという内容かと思います。

坂田委員 分かりました。

教育長 そのほかに、いかがでしょうか。小林委員。

小林委員 この古文書ですけれども、とても興味深く思われるのですが、古いのは1734年ということは約300年ぐらい前ですよ。どういう状態で保存したら、こんなにきちんとしたものが残るのか、それが非常に興味津々です。

ふるさと文化館学芸員 雅彦さんは、文書について親御さんからお聞きになっているようではないのですが、仏壇の中から出て、よくあるのですが、相続しますと仏壇をちょっと整理されたりするときに、その引き出しの中から古いものがいろいろ出てくるということで、それを把握した後、雅彦さんから文化館の方に御連絡いただき整理をさせていただいたところ、このようなすばらしい内容だったということでございます。

小林委員 そうですか。仏壇の中にあっただけですね。

ふるさと文化館学芸員 仏壇にはよく古文書がしまわれていることが多いかと思います。

小林委員 そうですか。ありがとうございます。それと、これは、伊藤源左衛門母とあるのですが、これは女性が書いたということですか。

ふるさと文化館学芸員 そうですね。女性もやはり家の運営に関わる、当主であるところの子息が若い場合とか、母親がそれに関わることがあるかと思います。

小林委員 そうですか。

ふるさと文化館学芸員 これについては、大関家にお金を都合していて、息子さんがそろそろ身を固めたいので返してほしいということ、遠回しに言っているような内容の文書でございます。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

長島委員 先ほど、こういった形で残っていたのでしょうかという質問がありましたけど、登録されると何かその保存のことについて、仕方とか、伊藤さんの家にそのまま残るわけですよ、文化館とかではなくて。そのときに保存の仕方、縛りといったら変ですけど、何か出てくるようなものなののでしょうか。

ふるさと文化館学芸員 まず伊藤家文書につきましては、すべて中性紙の封筒に入れる作業を行なって、目録作りをいたしました。今の酸性紙、洋紙ですね。それを使うと古文書に痛みが生じてきますので、標準的には中性紙の紙袋に入れるというのがよいということで、それ

に入れて返還し、年に一遍燻蒸するというをお勧めしております。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。では、私からも質問させていただきます。伊藤家の文書は、家を貸したり、お店を貸したりしていますよね。幾らで貸しているというのはわかりますか。

ふるさと文化館学芸員 具体的に今お示しできませんけれども、金額が書いてあるものもあります。

教育長 そうすると、家屋の経営というので当時の賃貸相場だとか、土地の評価だとか、家屋の評価だとか、そういうものも分かってくるかもしれないですね。

ふるさと文化館学芸員 それと明治通りが拡張される時期に、曳家などを行っていて、当時の再開発についても明らかになる内容が含まれているかと思います。

教育長 分かりました。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。

議案第5号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 特にないようであれば、討論を終了いたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第5号「令和4年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」は原案のとおり決定といたします。

では続いて、報告事項に移らせていただきます。報告事項ア「令和4年度荒川区教育委員会褒賞について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 「令和4年度荒川区教育委員会褒賞について」御説明申し上げます。令和4年度荒川区教育委員会褒賞の受賞者及び贈呈式の日程について報告するものでございます。

贈呈式の日程につきましては、令和5年3月10日金曜日でございます。コロナ感染症の拡大に伴いまして、令和元年、2年、3年とこの3年間は中止をして、4年ぶりの実施という形になります。

当日については、まず第1部について小学生部門を4時からスタートさせていただきまして、5時から6時の間は教育委員会定例会を実施させていただき、第2部といたしまして、中高生・成人部門を18時から開始したいと考えております。

場所につきましては、ムーブ町屋のムーブホールを予定しているところでございます。

受賞者数でございます。記載がございましたように、小学生の文化部門が合計で19、スポ

ーツ部門が同じく19、中高生・成人の文化部門が38、中高校生・成人のスポーツ部門が20、合計で96になってございます。

おめくりいただきまして、16ページに実際の表彰対象者が載っているところでございます。16ページの一番上のところが、「図書館を使った調べる学習コンクール」の優秀賞、小学生の部門でございます。鳥居ゆり紗さんが優秀賞となっております。

その下のスポーツ部門のところ、主だったところであれば、例えば32番、「全国ジュニアオリンピックカップ」の水泳競技で1位を取っている漆原煌莉さんが載っております。

17ページの方の中高生・成人部門の文化部門では、例えば57番のところで、尾久八幡中学校が吹奏楽部で金賞を取っております。61番、毎年のようにございますけれども、俳句甲子園全国高等学校俳句選手権大会で開成高等学校が優勝をして、その下が、それぞれ個人が賞を取っているところでございます。

18ページが中高生・成人のスポーツ部門で、例えば86番の全日本学生競技ダンス選手権大会のルンバの部で、山本悠喜さんが1位を取っております。電気通信大学の学生さんでございます。

13ページにお戻りいただきまして、贈呈式につきましては、スケジュールが先ほどお伝えしたように記載しております。出席者につきましては、教育委員の皆様方と私どもの管理職などが出席を予定しているところでございます。

概略は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。報告事項イ「令和4年度荒川区教職員表彰について」を議題といたします。これも山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 「令和4年度荒川区教職員表彰について」、御説明を申し上げます。

他の規範となる実績のあった教職員を表彰することにより、教職員全体の士気を高め、学校教育の充実を図ることを目的とするため、令和4年度荒川区教職員表彰を実施いたしましたので、受賞者について報告するものでございます。

内容でございます。荒川区教職員表彰規程第2条に基づきまして、1月25日に開催されました審査会において、下にございますように7名の受賞を決定したところでございます。

恐れ入ります。23ページからが実際の表彰者になっています。

まず、第三瑞光小学校の鰐淵佳世先生でございます。主な実績につきましては、平成25年に着任し、10年間、当該校に従事しているところでございます。28年度からは、7年間、主幹教諭を務めているところでございます。

学校運営でございますので、中ほどにございますように、障害者理解のオリパラの関係でございまして、第三瑞光小学校は、すぐ近くに義肢装具サポートセンターという義足などを作る場所がございますので、そこを実際に見学したり体験を行ったりしているところがございます。

また、伝統・文化教育では、茶道教室、書道教室、俳句教室など、児童にとって価値のある教育活動を徹底して続けてきたところが、今回の表彰の対象となったところがございます。

2番目は、第六瑞光小学校の福間友子先生でございます。第六瑞光小学校では、マーチングバンドをずっと指導しているところがございます。記載がございましたように、毎年のように金賞、銀賞を受賞しているところがございます。全校児童による金管マーチングバンドの活動は、当該学校の人権尊重教育の思いやりの心を育む活動であり、人権尊重教育の推進に大きく貢献したということが表彰の対象となっているところがございます。

おめくりいたしまして、24ページ、尾久小学校の大井川今日子先生でございます。就学前教育と小学校との円滑な接続についてをテーマとされているところがございます。

中ほどでございますけど、特に「子どもの育ちや学び」というところに着目し、調査・研究や検証授業に取り組んだところが大きな成果を上げているところがございます。一番下の検証の授業の中では、「就学前施設で親しんだ手遊びを取り入れた導入」ですとか、「タブレットPCを活用したことばの分類」など指導方法の工夫を多く取り入れ、荒川区の教育課題の解決に大きく貢献したことを対象といたしました。

4番目でございます。赤土小学校の中島綾子先生でございます。図画工作でございます。東京都の図画工作研究会で授業実践を発表しているところがございます。荒川区研究会図工部会の研究部長を令和2年度から現在まで務めているところがございます。

そのほかに、実際に教科書や書籍の執筆も携わっておられ、記載がございましたように、例えば『図工室に行こう』という著書などがあります。今回、授業だけでなく、教員に対しても信頼が厚いということが表彰の対象となっているところがございます。

また、おめくりいただきまして、25ページ、5番目でございます。尾久宮前小学校の上吉原悠貴先生でございます。ICT教育、また、学校の算数科の研究が対象となっているところがございます。平成30年度から3年間、算数科の研究に取り組んでおります。特にOJTで、若手教員だけでなくすべての教職員に対しての授業力向上についての信頼は絶大です。

また、中ほどに記載がございましたように、令和4年度、5年度荒川区研究推進指定校として、タブレットPCの利活用の推進の中でも力を発揮したところがございます。また、一番下の方に記載がございません不登校児童対策についても、丁寧に行っておられるので、今回、

表彰の対象となっているところでございます。

6番目、第一中学校の山本奈緒先生でございます。人権教育が対象となっております。平成31年度より研究主任を務めて、創意工夫ある取組を実践し、人権教育の推進に尽力をされてまいりました。

一番下のところでございますように、研究発表会の取組では、リーダーとして若手教員の指導に熱心に当たり、発表会の経験のない若手教員の規範となっております。

残念ながら、令和2年度の発表については、コロナ禍でございまして、紙上開催となりましたけれども、今年度については1月31日の発表会を実際に行ったことが、表彰の対象となっているところでございます。

また、おめくりいただきまして、26ページ、第四中学校の川名理香先生でございます。主任養護教諭でございます。発達障害や家庭状況等、近年クローズアップされている「多様な背景を持つ生徒」への指導・支援に早くから着目し、校内の支援体制に尽力してきたところでございます。

特にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また、子ども家庭総合センター、区教育センターとの連携についてもスムーズに行われることに尽力されました。また、中ほどにございますように、生理用品の設置につきましても、モデル校も含めまして、真っ先に取り組んでいただいていたところが、今回の表彰の対象となっているところでございます。

以上、7名の方が今回の教職員の表彰の対象となっているところでございます。

御報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら申し上げます。小林委員。

小林委員 こうした教職員表彰ですけれども、とても重要だと思っております。教員という仕事、教職員の仕事、とても地味な仕事だと思いますので、このように表彰するのは非常に重要だと思っておりますし、主任教諭、また主幹教諭の方々ですので、これからもぜひ頑張っていたきたいと思っております。

この表彰の人数は毎年7人ぐらいのところなのではないでしょうか。例えば校長先生の推薦であるとか、そういったことで決めていくということなのではないでしょうか。その辺り伺いいたします。

教育総務課長 以前は、人数を多く拾い上げようというので、教育長自ら推薦についておっしゃっていただいて、二十数人あった年もございましたけれども、近年においては、大体7名、6名というのが続いているところでございます。例えば元年度が7名、2年度が7名、3年度、前年度が6名と。団体もございますけど、大体7前後で推移しているところでございます。

推薦につきましては、当然、校長会の中で、コロナ禍であっても活動されている方をぜひ多く推薦してくださいということを申し上げて、各学校で出てきたところと、また、指導室の方からも、日ごろの教育活動を踏まえてこういう方どうでしょうかと仰っていただいた形で推薦をしているところでございます。

コロナ前については、表彰式典を実施していたのですが、コロナ禍になって以来、教育長が学校に行って、その学校の先生方の前で表彰をするという形になっておりまして、学校の方は非常に、特に受賞者については喜んでいらっしゃるような状況ではございます。

小林委員 分かりました。

教育長 そのほか、御質問等ございますでしょうか。長島委員。

長島委員 推薦されて出てきていると思うのですが、主な実績の表記の仕方が だったり、  
がついていなかったり、統一したほうがいいのではないかと一瞬思いました。

教育総務課長 学校から出てきたところをある程度切り貼りしてしまったところがありますので、次年度以降については、表記につきましても統一をさせていただければと思います。

長島委員 ある程度でいいと思います。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。報告事項ウ「感染症に伴う学級閉鎖等の状況について」、及び、報告事項エ「新型コロナウイルス感染症対策における卒業式でのマスクの取り扱いについて」、以上2件につきましては同種の案件ですので、一括して学務課長から説明をしていただき、その後、一括して御質問等を承りたいと存じます。佐藤学務課長、お願いします。

学務課長 それでは、学級閉鎖等の状況について御報告をいたします。

資料は27、28ページが該当の資料となります。前回2月10日の御報告以降、学級閉鎖の状況でございますけれども、新型コロナウイルスによるものが1校1クラス、インフルエンザによるものが12校17クラスとなっております。

新型コロナウイルスの感染につきましては、東京都において、昨日1,072人ということで、先週からおおむね1,000人台で推移をしている状況です。区内の学校や幼稚園からの感染の報告も、1日当たり全体でも1桁台ということになってございます。また、報告のない日も増えてきているといったところで、落ちついてきているかなという感想を持っております。

一方でインフルエンザにつきましては、子どもたちの間でも非常に広がりが早く、継続的に手洗いやうがいなど感染防止対策には努めていただきたいところを学校に周知はしていかなければならないと思っております。

引き続き、学校においても健康観察していただきながら、学年末の学校運営が円滑に進むようにお願いをしまいたいと思っております。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策における卒業式でのマスクの取り扱いについて」、説明をさせていただきます。資料は29ページからになります。

1枚おめくりいただきまして、次の31ページからあります令和5年2月10日付で文部科学省より発出されました通知を受けまして、各学校における卒業式の対応を通知したものでございます。

内容といたしましては、29ページの中ほどに幾つか留意点を抜き出しておりますけれども、一つとして児童生徒、教職員については、式典全体を通じてマスクの着用は求めないことを基本としております。

また、2点目として、歌唱等の際には一定の感染症対策をお願いしているところです。

また、3点目に、来賓や保護者の方々にはマスクの着用の御協力をお願いしております。

そして、4点目として、マスクの着脱について強いることのないよう留意いただくということで記載して、学校に周知を図っております。

政府としては、来月3月13日から一般的にマスクの着用も不要ということで、個人の判断に任せるとの方針を示していることから、皆さん十分理解いただけるかということについては、運用面、非常に難しいところもございますけれども、実施に当たっては各校から丁寧な説明をしながら、何より子どもたちにとって思い出に残る卒業式になってほしいということで、学校にもお願いをしているところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。

教育長 ただいまの報告事項ウと報告事項エにつきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

繁田委員、いかがでしょう。

繁田委員 どちらでもいいという言い方はなかなか難しいですね。御本人の判断でいいのですけど、何かやっぱりこちらを推奨するとなると、どうしても強制的なニュアンスがあったりするので、多分式の場合はいいのかもしれませんが。

ふだんの生活の中で、これから一般的に自由になっている、どちらでもいいというのを多分繰り返し、先生からメッセージを送らないといけませんよね。そうでないと、着けている子は何か不当な扱いを受けている気もするし、ちょっとその辺を心配するのですが。

日本人は、どうしても命令に従うことに慣れていて、自分で決めて行動することに慣れていないので、どちらか決めてくれなんて保護者が言い出しかねないので、そのときには自由ですとしっかり先生から伝えていただくことが大事かなと思います。

学務課長 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

歌唱について、詳しく説明してもらえますか。

学務課長 今、お示した中で、2点目の歌唱のところですけども、荒川区については、一定の感染症対策を講じた上でということをお願いをしております。実は、国の方の指針もそういう形になっておりますが、東京都の方は、都立校についてはもう少し厳しくなっておりまして、歌唱は一切しないという方針になっております。この点につきましては、各学校で工夫をしながら距離を取ったり、もちろんマスクをするという方法もあると思うのですが、工夫をしながらやっていただくということをお願いをしているところです。

以上となります。

教育長 今、学務課長から細かく説明をしてもらったのは、現場の校長先生たちから、今年卒業する、特に中学3年生は、1回も校歌を歌わないで卒業してしまうことになりかねないので、卒業式ぐらいは校歌を歌わせてほしいという話がありました。事務局で検討して、国からは一定の対策を取った上であれば、歌唱等についても一律禁止というわけではないとの通知がありますので、こういった形で事務局として各校に周知をさせていただきたいと考えております。

そのほか、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に、報告事項「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」、報告させていただきます。

ポイントでございますが、本事業における新規継承者育成支援事業（ステップ2）について、2名が次年度の補助延長を希望しており、文化財保護審議会からは延長が妥当であるとの回答を得たので、報告するものでございます。

内容でございます。1、文化財保護審議会の回答ですが、本事業の延長は妥当であるとの回答でございました。

補助延長希望者1人目は、畠山弘さん、七宝でございます。

継承者は、畠山佳奈さん、開始年月が平成30年4月であり、これまで2度補助延長、今回で3度目の延長希望でございます。

延長の理由でございますが、5年間の修行で、丹銅盛り込みから焼成まで8割の技術を習得。今後は、仕上げ焼成の修業と盛り込みスピードの向上を目指すとともに、銀製品については、焼成技術、研磨の技術修得を目指すとのこと。

2人目は、長澤利久さん、鍛金でございます。継承者は、熊木花帆さんでございます。開始年月は令和2年1月であり、初めての補助延長希望でございます。

延長の理由ですが、3年間の修業で標準的な型式の急須の胴体の打ち出し、初歩の溶接、着色工程の下準備を修得。今後は様々な型式の急須や茶筒の胴体部など、難易度の高い打ち出しの技術や、急須の各部位の製作技術を指導するとともに、部位の組み立てなど完成形を見通して製作できるようにする等でございます。

3番の新規継承者育成支援事業(ステップ2)の補助内容でございますが、新規継承者への研修手当として月額5,000円、保持者へは材料費補助として月額1万2,000円。継承者への家賃補助として月額3万円を支給する等でございます。

なお、裏面でございます。4番のその他支援事業の状況でございますが、記載のとおりとなっております。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。  
教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いたします。繁田委員。

繁田委員 これ、標準年限は何年でしたか。基準の期間というのですか。延長しているわけでしょう。延長する前は3年ですか。

生涯学習課長 ステップ2は、3年間まで育成を支援するというものでございます。

繁田委員 最高で何回延長できるのですか。

生涯学習課長 最長で6年間まで補助が延長できます。

繁田委員 2回延長できる。

生涯学習課長 はい。

繁田委員 9年ということですか。

生涯学習課長 3年の後、全部で6年間なので、3年間、プラス3年間延長できます。

繁田委員 プラス3年ですか。

生涯学習課長 最長で、ステップ2は6年間の期間でございます。

繁田委員 3度目の延長希望ということは。

生涯学習課長 最終年でございます。

繁田委員 僕、それが分からない。最高何年まで延長してもらえるかというか、つまり。

坂田委員 延長は、1年ずつということですね。

生涯学習課長 延長は1年ずつで、最終年の6年目でございます。

繁田委員 1年ずつなのですか。

生涯学習課長 はい。

繁田委員 3年間は標準で決まっています、1年ずつ3回まで延長できる。

生涯学習課長 はい。

繁田委員 分かりました。そもそもこういう技術は5年、10年で簡単に身につくものではないので、僕は延長をもっとしていただいてもいいくらいだろうと。もちろんその間の成果がなければいけませんけれども、進展というか技術が高まっているのであれば、これに関しては寛容であっていいかなと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

では1点だけ、私から。今の繁田委員の御質問にも関連するのですが、36ページに今までの支援事業を受けた方々のお名前が載っております。修了した方というのは、引き続き伝統工芸に携わっていただいている方がほとんどなのではないでしょうか。

生涯学習課長 そのとおりでございます、あらかわの伝統技術展、そちらの方でもブースを出していただきまして、職人の方が、この本事業での育成を修了した方もそこでブースを出させていただいたり、荒川伝統工芸ギャラリーの方でも作品を展示したり、活躍をいただいております。

教育長 そういった意味では、この支援事業が、若手職人の育成というか誕生に着実につながっていると認識してよろしいのでしょうか。

生涯学習課長 はい、その認識でございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本件についても以上とさせていただきます。

最後にその他の報告事項として、教育委員会の日程について事務局から報告をお願いします。

教育総務課長 37ページをお開きください。修正箇所につきましては、小中学校の卒業式に出席させていただきます委員の記載をさせていただきます。3月17日、中学校の卒業式につきましては、小林委員には第九中学校、3月22日の小学校卒業式については、長島委員に第一日暮里小学校、小林委員には第三峡田小学校で御出席を頂きたいと思っております。

その他の予定のところを御覧いただきますと、本日2月24日の定例会終了後に、これからですけど、中学校長との懇談会。

3月10日については、先ほど説明申し上げました荒川区教育委員会褒賞、3月17日は中学校の卒業式の後に総合教育会議、これはオンラインで予定をしているところでございます。3月22日は小学校の卒業式、3月23日が第二ブロックの教育委員会協議会になります。尾久図書館で実施をした後に、視察を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 続きまして、一番最後の39ページに要望書がPTAから出されております。この点について、佐藤学務課長からよろしくお願いいたします。

学務課長 それでは、令和5年2月20日付で御提出がありました要望書について、お伝えいたします。

件名が、「下田臨海学園および清里高原少年自然の家の防犯体制に関する要望」でございます。こちらが区立中学校PTA連合会より御提出がありましたので、御報告いたします。

こちらは、以前、御報告いたしました下田臨海学園における盗撮事件への対応について、具体的な御要望があったというものでございます。1番から3番まで具体的に記載がございます。

現在の再発防止対策の進捗状況ですけれども、下田臨海学園におきましては、浴室の窓への目隠し板の設置ですとか、吸気口へのカバーの設置などは完了しております。3月中に防犯カメラの設置を進めまして、新年度の移動教室には安全に施設を使用できるよう対応を現在している状況でございます。説明は以上となります。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和5年第4回定例会を閉会とさせていただきます。

了